

町議会のしくみ

町議会とは

町議会は、町民から選挙で選ばれた議員で構成され、町の条例や予算などを審議し決定する機関です。

議員の定数・任期

議員定数は、地方自治法に人口に応じて定められている範囲で、町が条例で定めます。

江北町の議員の定数は、**10人**です。

議員の任期は、4年で、現在の議員の任期は、平成27年5月1日から平成31年4月30日までです。

議長と副議長

議長と副議長は、議員の中から選挙で選ばれます。議長は議会を代表し、また、議場の秩序を保ち、議事を整理し議会の事務を処理するなどの権限が与えられています。

副議長は、議長が不在の時(出張・病気等)に議長の職務を代行します。

議会事務局

町議会の運営をスムーズに進めるために、議会事務局が置かれています。本議会及び委員会運営に関する事務、議員活動などで必要な調査、議会活動を町民の方にお知らせする町議会だよりの発行、会議録の作成など議会に関するすべての事務を処理しています。